



第三期

指宿市子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

概要版



令和7年3月

指宿市



第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の目的

子ども・子育てに関する施策の推進を図るため、本市における子ども・子育てに関する指針や方向性等を定めたものです。

(2) 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画であり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、放課後児童対策に係る「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「成育医療等の提供に関する地方計画」の内容を含む計画として策定したものです。

また、「第二次指宿市総合振興計画」に基づき、他の関連する個別計画との整合性を図りつつ、策定したものです。

(3) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(4) 計画策定の経緯

子育て中の保護者や学識経験者、事業所関係者等の子ども・子育てに関わる当事者の意見を計画に反映させるため、以下の手法により、意見把握等に努めながら策定しました。

- ・子育てに関する保護者アンケート（対象：児童及び未就学児の保護者）
- ・事業所等に対する意向調査（対象：教育・保育サービス等を提供する事業所）
- ・指宿市子ども・子育て会議
- ・パブリックコメント

計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての子どもの**健**やかな成長と**幸**せ
地域で子育て応援 いぶすき

(2) 基本目標

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する体制を確保することで、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられ、子どもの成長を育む環境づくりを推進します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

情報提供・相談支援・保健・医療等の子育てに関する切れ目のない支援体制を確保することで、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

子育て世代包括支援センターが担ってきた母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点が担ってきた児童福祉機能の両方を有する「こども家庭センター」において、支援が必要な子どもや子育て家庭が必要な支援を受けられることができる体制を確保することで、すべての子どもの育ちを支える環境づくりを推進します。

基本目標4 みんなが育つ環境づくり

子どもが健全に学び、育つための教育の充実を図るとともに、親・家庭・地域の子育て力の向上や次世代の親の育成等を図ることで、子ども・親・家族・地域のそれぞれが育つ環境づくりを推進します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

子育てと仕事の両立を支援する職場環境整備の推進や男女共同参画意識の醸成等を図ることで、子育てと仕事の両立を応援する環境づくりを推進します。

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

ハード・ソフトの両面から安心・安全な生活環境の整備を図ることで、安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>すべての子どもの健やかな成長と幸せ 地域で子育て応援 いぶすき</p>	<p>基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 就学前教育・保育の充実(2) 放課後児童健全育成事業等の推進(3) 多様な保育サービスの充実(4) 子育てを支える施設の充実
	<p>基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 情報提供・相談支援体制の充実(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実(4) 小児医療の充実
	<p>基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域での子育て支援の充実(2) 支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の充実
	<p>基本目標4 みんなが育つ環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育の充実(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり(3) 親・家庭・地域の子育て力の向上(4) 次世代の親の育成
	<p>基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発(2) 男女共同参画の推進
	<p>基本目標6 安心して生活できる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 安心して外出できる環境の整備(2) 安心・安全なまちづくりの推進(3) 子どもの交通等の安全確保(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進(5) 経済的な支援の充実

新たに実施する主な取組

(1) こども誰でも通園制度による預かり事業の開始

令和8年度からの本格実施が予定されている「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ、実施に向けた対応を図ります。

(2) 放課後子ども教室の整備

未実施の2校について、令和7年度の開所を目指し、地域の理解促進とボランティアの確保に努めます。

(3) 屋内で遊べる施設の整備

令和7年度から利用開始ができるよう整備を進めます。

(4) 妊婦等包括相談支援事業の開始

母子健康手帳交付時の面談、妊娠から約8か月経過時点でのアンケート調査、出産後の面談等において、妊婦・産婦の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、その時期に必要な母子保健や子育てに関する情報の提供、必要な人への相談を行い、安心して出産・子育てができる支援体制の確保を図ります。

(5) こども家庭センターの整備

母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)と児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)が一体的した「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター「いぶここ」)」を中心に、妊産婦・乳幼児に寄り添った支援の提供に努めます。

(6) 子育て世帯訪問支援事業の開始

令和7年度から、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う本事業を実施します。

事業計画

(1) 量の見込みと確保方策の考え方

今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「量の見込み」に対する「確保方策」については、各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本市の状況等を踏まえ、設定しました。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業名	事業内容	今後の対応
教育・保育事業	小学校就学前児童に、教育・保育を提供する事業	提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等での保育を実施する事業	延長保育時間については、利用者のニーズ等に合わせて対応していく
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童であって、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、平日の授業終了後から夕方、また土曜日や長期休暇期間中の朝から夕方までの時間帯に預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	今後も、施設の状況や地域の実情に応じて、新たな整備等を検討する
子育て短期支援事業	児童の保護者が、出産や病気等の社会的事由等により一時的に家庭における養育が困難となった場合において、児童福祉施設等で一時的に預かる事業	児童養護施設等の事業所や里親への外部委託により提供体制を確保する
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	利用者のニーズや施設の状況に応じて事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る
一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業	提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく

事業名	事業内容	今後の対応
病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等の専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業	保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かり等の援助活動を行う組織について、連絡・調整を行う事業	提供会員の育成とともに、事業の周知による利用促進を図る
利用者支援事業	子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業	旧子育て世代包括支援センター及び旧子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「こども家庭センター」におけるこども家庭センター型による事業を優先的に実施する
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦・産婦の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談への対応等を行う事業	妊娠届出時や出産後等の面談や、妊娠中のアンケートを実施し、必要に応じた支援を提供していく
妊婦健康診査	妊婦が受ける健康診査に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
乳児家庭全戸訪問事業	生後2～3か月の乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問する事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後うつ予防のために、従来の事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が養育に関する指導・助言等を訪問により実施する事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要支援児童の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や構成員の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	関係機関の役割分担を明確にし、連携を図るため、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置し、全体的・包括的な連携を図っていく
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業	現在は実施していないが、令和7年4月から実施する

事業名	事業内容	今後の対応
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える，家庭や学校に居場所のない児童等に対して，当該児童の居場所となる場を開設し，児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて，生活習慣の形成や学習のサポート，進路等の相談支援，食事の提供等を行うとともに，児童及びその家庭の状況をアセスメントし，関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	現在は実施していないが，国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ，適切な対応を図っていく
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し，講義やグループワーク，ロールプレイ等を通じて，児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供，相談及び助言を実施するとともに，同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し，情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業	現在は実施していないが，国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ，適切な対応を図っていく
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に，月10時間程度の範囲内で，就労要件を問わず，保育所等を利用できる制度として，令和8年度からの本格実施が予定されている事業	国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ，実施に向けた対応を図っていく
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して，教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	現在は実施していないが，国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ，適切な対応を図っていく
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか，認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入に関する職員の加配に必要な費用の補助を行う事業	現在は実施していないが，国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ，適切な対応を図っていく

編集・発行 指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

TEL 0993-22-2111（代表）

※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり，今後，内容等が変更になる場合があります。
 なお，令和7年4月の組織再編において，児童福祉分野は「市民福祉部 こども課」の主管となります。